

平塚市教育委員会 令和8年3月定例会

日 時：令和8年3月27日(金) 14時00分から

場 所：平塚市役所本館7階720会議室

- 1 教育長報告
 - (1) 令和8年3月市議会定例会代表・総括質問の概要
 - (2) その他

- 2 教育長臨時代理の報告
 - (1) 報告第10号 人事案件について
 - (2) その他

- 3 議案第34号 令和8年度平塚市教育の方針について

- 4 議案第35号 平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則について

- 5 議案第36号 平塚市教育委員会事務決裁規程及び平塚市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

- 6 議案第37号 平塚市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

- 7 議案第38号 平塚市学校運営協議会の設置について

- 8 議案第39号 教育委員会事務局等職員の人事発令について

- 9 議案第40号 平塚市教育委員会高等学校等修学支援生の決定について

- 10 議案第41号 地区公民館長の任命について

- 11 その他

【教育総務部長関係】

≪数田 俊樹議員（清風クラブ）≫

1 市長に問う

(1) 施政方針から

ア 平塚市総合計画～ひらつかVISION～ 重点戦略・分野別施策について

(ア) 子どもを育む環境づくり

○小中学校体育館へのエアコン整備を全てリース方式とした理由

○先行して進める学校

○電気代の見込みと節電等の運用における工夫

リース方式とした理由は、設計と施工の一括発注により工事期間が短縮できること、機器の台数が多く整備費用においてスケールメリットがあること、保守管理も含む契約により、不具合にも速やかな対応が期待できることなどが挙げられる。

まずは、中学校への整備を先行して進め、令和9年4月の供用開始を目指す。続いて、小学校への整備は、令和10年4月を目指す。

体育館空調に係る電気代は、年間約3,300万円になると試算しており、各学校に対しては、カーテン等の活用や出入口扉の適切な開閉など、節電への取組について周知を図っていく。

2 教育長に問う

(1) 小学校給食無償化と中学校給食費の補助について

○今回の国の交付金及び補助についての見解

給食費負担軽減交付金と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することで、小学校の学校給食費の保護者負担を無くすことができ、また、中学校でもおおよそ5分の1の補助を行うことができるため、本市の子育て支援として、大きな効果があると認識している。

○このタイミングでの中学校給食無償化は検討したか

中学校給食の無償化を実現するためには、年間4億円近い食材費がかかることから、無償化のための安定的な財源をどうやって確保するかが大きな課題である。学校給食費の無償化は、本市の子育て支援施策全体の取組の中で、その必要性や優先度を考えて慎重に取り組んでいかなければならないと考えている。

給食無償化については、法改正や必要な財源措置なども含めて、国が全国一律の対応をすることが望ましく、その方向性を定めるべきと考える。本市としては、国の対応を注視していく。

○給食費の未納件数及び今後の対応

令和7年12月末時点での、今年度分の未納件数は、3,763件、令和6年度以前の過去4年分の未納件数は、合計で4,886件となっている。収納率は、今年度分が、約97.3%、過年度分が、約23.5%となっている。

未納者への対応だが、毎月督促状を送付しており、それでも納付いただけない場合は、催告を行って早期の納付を促している。

催告を行っても納付いただけない場合は、受益者負担の公平性の観点から、専門的な法律知識や高い交渉能力を有する弁護士法人へ、未払い金回収の事務を委託している。

今後の取組だが、支払う能力があるのに支払っていないと思われる世帯に対しては、法的な措置を講じて支払いを求めることも検討していく。

《久保田 聡議員（湘南フォーラム絆）》

3 教育長に問う

(1) 小学校及び中学校適正規模等基本方針

○教育の質の確保の観点をどのようにまとめているのか

児童生徒が安心・安全で快適に過ごすことができる教育環境の充実の観点を中心に据えて、検討をすすめてきた。

適正規模・適正配置に必要な3つの視点を導き出し、その中の一つとして「児童・生徒最優先の視点」を位置付けている。学校は、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付ける場所であることを踏まえて、基本方針としてまとめた。

○アンケートから見た方向性や考え方の捉え

○通学距離、時間の目安の考え方

昨年6月に実施したアンケートを通して、望ましい学級数や学校規模、それに伴う教育効果、地域における学校の役割などを大まかに把握することができた。それを踏まえて、「一定の児童・生徒数が確保されていること」や「安全衛生と快適性の向上」、「地域防災拠点機能の充実」などの内容として、基本方針に反映している。

通学距離と時間の目安については、保護者・教職員・市民アンケートの結果や検討委員会での意見を踏まえ、国が定める標準的な範囲を参考にしている。安心・安全な通学の確保に向けては、地域との連携による見守り活動や関係機関との連携、安全教育等の取組を総合的に実施することが必要だと認識している。

(2) 小・中学校体育館と小学校特別教室への空調機設置について

○体育館空調の中学校3校試行の検証

当初は断熱改修をしなくても空調の効果があること等の「確認」を考えてい

たが、導入実績の調査や近隣市の視察等により、その効果を確認できたこと、また全国的な需要の高まりや物価高騰等による整備費の増加が懸念されること、そして何よりも近年の猛暑から、教育活動や避難所の熱中症対策として速やかな空調設置が必要であること、などを踏まえ判断した。

○体育館空調の整備計画等

○体育館空調の交付金の活用

令和8年度に契約後、設計・工事を進め、中学校は令和9年4月、小学校は、令和10年4月の供用開始を予定している。

リース方式にした理由は、設計と施工の一括発注により工事期間が短縮できること、機器の台数が多く整備費用においてスケールメリットがあること、保守管理も含む契約により、不具合にも速やかな対応が期待できること、などから採用した。

導入を予定している機器は、空間全体ではなくフロアを中心に空調するタイプの機器で、冷暖房に対応している。

中学校は平均7台、小学校は平均6台で、1校当たりの費用は、平均で約6,600万円である。また、リース方式の場合、交付金の対象外のため、交付金の活用はない。

○小学校28校の特別教室と教育相談室への設置

設置する教室等は、全部で108室で、合計281台となる。

費用については、機器の仕様や設置台数による違いもあるが、特別教室の整備は電気設備の改修も伴うことから、体育館空調の設置より高額となっている。

整備スケジュールについては、令和9年10月の供用開始を予定している。

≪諸伏 清児議員（清風クラブ）≫

4 打破する、小1の壁

○小1の壁への認識

○どのようなサポートを行っているか

いわゆる「小1の壁」とは、小学校入学を機に、生活リズムの変化や子どもの居場所の確保など、保護者が直面する仕事と育児の両立が困難になる状況を指すことと捉えている。

「小1の壁」は、学校だけで解決できる問題ではなく、子育て支援や就労支援などの観点も含め、社会全体の課題として捉えるべき内容だと認識している。

取組の1つとして、ファミリーサポート事業では、保護者のいない時間帯に支援会員が子どもを預かり、保育所や学校への送迎をしている。

《はた 文昭議員（しらすぎ・無所属クラブ）》

5 令和8年度当初予算の新規・拡充等の主な施策から

(1) 保育・教育環境の向上

○小中学校の体育館と小学校の特別教室及び教育相談室のエアコンの供用開始時期

中学校の体育館は令和9年4月、小学校の体育館は令和10年4月、小学校特別教室及び教育相談室は令和9年10月の予定である。

《高山 和義議員（日本共産党平塚市議会議員団）》

6 市長に問う

(1) 令和8年度施政方針から

ア 4つの重点戦略について

○非喫食児童への補助

給食を喫食しない児童への対応については、国の動向や他の自治体の状況を注視しつつ、検討を進めていく。

○学校給食の質の向上

本年1月に地場産農産物や市内企業の協力により調達した食材を使用した「あったかひらつか給食」を実施した。

児童生徒が地元の農産物等への理解を深め、食への感謝の気持ちを育てることは、本市の食育として有効であると考えている。

引き続き、地場産品を活用した安心・安全な給食の提供に努めていく。

○中学校給食無償化の実施時期

給食無償化については、法改正や必要な財源措置なども含めて、国が全国一律の対応をすることが望ましいと考える。また、無償化のための年間4億円近い、安定的な財源の確保も大きな課題であり、引き続き国の動向を注視していく。

○学校用務員作業室や給食受入室へのエアコン設置の計画

作業室や受入室には、スポットクーラーや窓用エアコンが設置されているが、近年の猛暑においては、厳しい労働環境であると認識している。

作業中の熱中症の心配もあることから、設置手法等を含め、エアコン設置について検討していく。

【学校教育部長関係】

≪数田 俊樹議員（清風クラブ）≫

1 市長に問う

(1) 施政方針から

ア 平塚市総合計画～ひらつかVISION～ 重点戦略・分野別施策について

(ア) 子どもを育む環境づくり

○不登校対策に関する、これまでの学校内での対応

○支援員を派遣する学校数や回数、期待する効果

各学校では、余裕教室や教員配置の状況に応じて、校内教育支援センターを設置し、不登校の児童生徒に対する支援を実施してきた。令和6年度からは、中学校に対して県の支援員が派遣され、教職員とともに支援を行っている。

令和8年度は、週2日勤務の校内教育支援センター支援員、通称「あったか支援員」を5人雇用し、中学校へ派遣する予定である。1週間当たり最大10校への派遣を想定しているが、県の支援員派遣の動向や、各学校の状況を把握し、派遣する学校数や回数を調整していく。

支援員の派遣により、校内で安心できる居場所が確保され、不登校の兆候がある生徒や、登校に向けた準備段階にある生徒に対する個別の支援が可能となることで、教室への復帰や登校日数の増加等、状況の改善が見込まれる。また、教育と福祉が一体となって支援を行うことで、不登校の要因にヤングケアラー等の課題が考えられる生徒の早期発見や早期対応につながることを期待される。

2 公共施設について

(1) 文化公園会館

○準備状況

○最新の登録団体数

○予約状況

文化公園会館は、施設の耐震補強と長寿命化の工事が概ね完了し、2月末までに引き渡しを受ける予定である。3月中旬に施設の管理運営を行う教育研究所が市役所本館から移転し、3月下旬までに各会議室の机や椅子等を設置する。

昨年10月から利用団体登録を開始し、2月20日現在で163団体が利用登録をしている。登録団体による利用予約も順次始まっており、令和8年4月分の予約状況は、2月20日現在、延べ157件で、全会議室・全時間帯の合計枠数に対して約39%となっている。

《石田 美雪議員（公明ひらつか）》

3 教育長に問う

(1) 業務量管理・健康確保措置実施計画

○どの様な点を来年度は着手しようと考えているか

今回策定した「平塚市立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」は、令和3年に策定した「平塚市学校業務改善方針」をもとに作成をしており、これまでも、給食費の公会計化、学校閉庁日の実施、水泳授業の民間委託や、インストラクターの派遣など、働き方改革を進めてきた。

来年度は、新たに、これまで紙で保存していた学習指導要録の電子保存、文書管理システムの導入、小中学校の電話に通話録音機能の導入、中学校の校内教育支援センターへの「あったか支援員」の配置等を行い、業務の効率化・適正化に取り組んでいく。

○スクール・サポート・スタッフの派遣時間等は、実施計画を立てたことで速やかな改善が期待できるか

現在、全ての学校に、スクール・サポート・スタッフを配置している。

スクール・サポート・スタッフは、県教育委員会で配置をしているため、「平塚市立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」を進めていくためにも、引き続き、要望していく。

(2) 「平塚市私立幼稚園等特別支援教育」促進への取組

○要支援児一人当たりの補助金額

○活用促進に向けた今後の取組

支援を要する園児が在園する私立幼稚園等に対しての補助金額は、令和7年度は一人当たり年額188,280円であったが、増額後は最大で一人当たり年額88万円となる。

今後は市内の私立幼稚園等を運営する事業者の皆様に、拡充された制度の内容を正しく理解いただき、支援を要する園児の受入れに向けて積極的に活用していただくため、平塚市私立幼稚園協会に対し、丁寧な制度周知を行っていく。

(3) 中学校の校内教育支援センター「あったか支援員」について

○県の支援員派遣によるこれまでの成果と市で派遣をする理由

令和6年度より、市内中学校の校内教育支援センターに対して県の支援員が派遣されたことで、校内に教室以外の居場所が確保され、不登校の兆候がある生徒や、登校に向けた準備段階にある生徒に対する個別の支援を行い、状況の改善が見られた。

そのため、市としても支援員を派遣し、校内教育支援センターでの支援の充実を図るとともに、不登校の理由の一つとして考えられるヤングケアラー等の課題に対して、福祉と連携して支援を行う、校内教育支援センター支援員「あったか支援員」を派遣する。

(4)「ネット出席」の活用で学びの保障を

○ネット出席を、不登校支援の「標準的な選択肢」として位置づけ、取り組んでいくことへの見解

現在、学校は不登校児童生徒や保護者に寄り添うため、自宅や校内の別教室でのオンライン授業も選択肢の一つとして、個別に対応している。また、国の通知に基づき、不登校児童生徒を支援するために、自宅において学校が提供するICT等を活用した学習活動と、訪問などによる対面指導を併せて適切に行った場合は出席扱いとしている。

(5) コミュニティ・スクール

○課題となる委員の人選、コーディネートする人材の確保への対策

教育委員会と学校で連絡会を組織し、先行する設置校の委員の人選や人材確保に関する取組を共有して、新規校を設置する際の参考としている。

多くの学校では、これまで学校評議員をしていただいた方などを中心に委員を人選し、スタートした。一年間、学校運営協議会で協議を進める中で、学校の教育活動をさらに充実させるために必要な人材について、新たに適任者を追加するなどし、ここまで順調に運営されている。また、委員は地域団体に所属されている方、地域に理解のある方が多いため、委員自身が学校と地域をコーディネートする実働的な役割も果たしていただいている。

≪久保田 聡議員（湘南フォーラム絆）≫

4 教育長に問う

(1) 教職員の働き方改革

○今まで進めてきた取組とその効果と課題

今まで進めてきた取組として、給食費の公会計化、学校閉庁日の設定、水泳授業の民間委託や、インストラクターの派遣等がある。また、保護者や地域の方の理解と協力を得るために、学校の働き方改革についてのお知らせの配布も行ってきた。

取組の効果だが、月45時間以上の時間外勤務の割合が、小学校では、令和4年度は40.1%であったが、令和7年度は12月までで、30.8%、中学校では、令和4年度は42.1%であったが、令和7年度は12月までで、35.7%となっており、小、中学校ともに、減少傾向にある。

業務の削減や効率化不足、授業準備や事務をサポートするスタッフ不足、部活動指導の負担、教員不足による一人当たりの業務負担増等が課題であると認識している。

○スクール・サポート・スタッフやサン・サンスタッフの現状と今後の考え方

スクール・サポート・スタッフは教員の事務作業等を軽減するために欠かせない役割となっており、現在、全小中学校に配置をしている。今後も、配置の

継続や拡充について、県に要望していく。また、サン・サンスタッフについて、学校司書は図書室の利用と活用を図り、学習活動や読書活動を充実させるため、全校に1人配置している。学習支援補助員は学習・生活面におけるきめ細やかな支援をするため、1校当たり、小学校3人、中学校2人を基本に、クラス数等に応じて配置をしており、どちらも重要な役割を果たしていると認識している。学校からも高い評価を得ており、派遣人数や勤務日数、勤務時間の増加を求める要望が寄せられている。

今後は、他市町の状況も踏まえ、配置について検討していく。

○業務効率化を目的としたICTの今までの活用と今後の活用

今までの活用は、校務支援システムを導入し、校内外の円滑な情報共有や、出欠記録や成績処理の効率化を図ったこと、学校連絡・情報共有サービスを導入し、児童生徒の出欠席にかかる朝の電話対応の業務を削減したこと、学校からの連絡をデジタル配信することで保護者との円滑な情報共有を図ったこと等がある。

今年度は、採点支援システムを全中学校に導入し、採点業務の自動化や集計作業の迅速化を図ることで、教職員の事務負担を軽減した。

今後は、学習指導要録の電子保存や、事務処理の簡素化、電子決裁を進めるための文書管理システムを導入し、さらなる業務の効率化を推進する。

(2) 部活動の地域展開

○会議体とこれまでの検討状況と課題、今後の進め方

会議体である部活動の在り方研究協議会は、校長会代表、教頭会代表、中学校体育連盟理事長、運動部顧問代表、文化部顧問代表に出席いただくとともに、学校と教育委員会が連携して取り組めるよう、教育総務課、教職員課、教育指導課、社会教育課、スポーツ課が出席している。

国や県の動向を踏まえ、地域展開と地域の指導者に協力いただく地域連携について学校、関係各課での取組や課題を共有し、協議を進めている。

部活動に代わる受け皿となる団体の整備や関係団体との連携強化、教職員兼業の推進や研修会・資格取得の支援など指導者の質・量の確保、責任所在の明確化や保険加入の徹底など生徒の安全確保等が課題として挙げられる。

今後は、「スポーツ・文化活動に親しめる環境づくり」及び「教員の負担軽減と子どもたちの活動支援」の2つの視点で地域展開の実現に向け研究、協議していく。

○地域展開の受け皿づくりと指導者確保

地域展開の受け皿としては、総合型地域スポーツクラブや大学、公民館など、地域資源の活用や民間事業者との連携が考えられるが、団体数に限りがあり、そうした団体自体も指導者確保が難しいことが課題となっている。また、指導者は、現在、学校部活動に関わっていただいている地域指導者、特別地域指導

者や部活動指導員がいるが、地域展開後は、技術指導のみならず、事故やケガの対応、部員の個人情報の管理、部費等の金銭管理などの責任が課せられる一方で、勤務時間が短いことから報酬が限られていることも一定の質を有する人材の確保の課題として考えられる。

教育委員会としても、地域展開の受け皿となる地域資源の活用と中学生の発達段階に対応した技術力・生徒指導力を有する人材の確保は重要であると考えているので、こうした課題について他自治体の取組も情報収集しながら、研究していく。

○保護者の費用負担軽減策

部活動が学校教育の一環として、長年、公費負担により保障されてきたが、地域展開後の活動における、受益者負担についても、課題の一つと考える。例えば、地域展開した活動のみが受益者負担の対象となることや地域団体ごとに参加費に差が出ることへの不公平感、経済的に困窮する生徒への支援、生徒や保護者の理解が得られるのかなどが挙げられる。

今後、地域展開を進めるに当たり、受益者負担の考え方を導入する場合は、全ての生徒が参加できるような制度設計としていく必要があると考える。

《五十嵐 豊議員（公明ひらつか）》

5 若い世代の描くライフデザイン支援について

（1）平塚市総合計画～ひらつかVISION～重点戦略1子どもを育む環境づくり等から

○多様な生き方について考える授業の実施

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、中学校では「生き方を学ぶ講演会」など、キャリア教育に取り組んでいる。

《秋澤 雅久議員（公明ひらつか）》

6 学校教育における情報リテラシーについて

○SNS上での偽・誤情報、情報の偏りや分断による、行政情報の理解や信頼に与えるリスクとその対応

SNSでは、誰でも自由に情報を発信できることから、偽情報や誤情報が含まれていることもある。また、利用者の興味や関心に基づく情報を優先して表示することから、似た意見を持つ人々が集まり、意見が偏った方向に強化される特性がある。そのため、個人の誤った判断や行動を誘発し、社会の分断や対立を生むなどのリスクがある。

利用者は、このようなSNSの特性を意識し、情報の出どころを確認するこ

とや、多様な意見、情報を自ら意識的に探して、SNSを利用することが大切と考える。

本市でも、市民に対して、SNSの適切な利用について、市ホームページなどで啓発をしていく。

○小中学校における情報リテラシーに関する教育を、どのように行っているか

各学校では、情報活用能力の育成として、各教科などの特性を生かし、教科横断的に行っている。

特に、小学校の社会科では「フェイクニュース」について、中学校の社会科では検索履歴などから知らないうちに自分の興味ある情報ばかりが表示される「フィルターバブル現象」について、中学校の技術・家庭科では同じような考えばかり見聞きすることにより、思い込んだり考えが偏ったりする「エコーチェンバー現象」について教科書に取り扱いがある。

児童生徒は、個々の情報の意味を理解し、問題の本質を問うことや、単に多様な情報に左右されるのではなく、それを正しく使いこなしていくことの大切さを学習している。

○学校現場における生成AI利活用についての考え方

教職員については、業務効率の向上やアイデア創出の助けとなる可能性が期待されている。一方で、入力した情報の漏えいや誤情報の生成等のリスクもあることから、安全かつ適切な利用ができるよう策定した「平塚市立学校生成AI利用ルール」に基づき、文書の作成や校閲、授業の資料作り等に活用している。

児童生徒については、発達段階や情報活用能力の育成状況を見極め、リスク対策を講じた上で活用を検討すべきであると考え。そのため、中学校における学校研究として活用を希望する場合に限り、教育活動での利用を認めることとしている。

今後も、文部科学省のガイドラインの進捗を注視し、慎重かつ効果的な活用を検討していく。

《黒部 栄三議員（清風クラブ）》

7 GIGAスクール構想スタートから6年

○これまでの取組状況と課題

教職員へのアンケートでは、授業でタブレット端末を毎日活用している教職員の割合は、配備初年度の57.0%から、令和7年度には76.2%まで増加しており、タブレット端末の活用は着実に日常化しているものと捉えている。また、学習者用デジタル教科書は、文部科学省の実証研究事業として、令和3年度に提供が始まり、特に英語は令和4年度から継続して市内小・中学校全校に導入されている。

各学校では従来の紙の教科書のみでは難しかった拡大表示や英語の発音の読み上げなど、デジタルならではの多様な機能を活用し学習に取り組んでおり、「個別最適な学び」を支える重要なツールとして定着しつつある。

課題としては、教職員の活用ニーズが多様化していること、デジタル教科書の使用について、現在、文部科学省から1年間のライセンスが定められており、児童生徒自身が残した情報が学年を戻って確認できないこと等が挙げられる。

《小泉 春雄議員（無所属）》

8 平塚市立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画から

(1) 目指すべき教職員像

○教育委員会が目指す姿

働き方改革を進めることによって、心身ともに充実して子どもたちと向き合い、誇りややりがいをもって職務に従事できる教職員像を目指していく。

(2) 現状と目標値の整合性

○現状と目標値の整合性

○ウェルビーイングの目標値が100%でないのか

○現在の割合

令和6年度の時間外在校等時間の月45時間超の割合は、35.0%、月80時間超の割合は、8.2%、年360時間超の割合は、59.0%となっている。

本計画の目標の、月45時間超、年360時間超の割合を0%にすることは、県教育委員会の「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に準拠しているが、月80時間超の割合を0%とすることは、現在の本市の状況を考慮して、独自で設定した。また、働きやすい、仕事にやりがいがあると感じている教職員の割合80%以上も、県の指針の目標に準拠している。昨年実施した勤務実態調査によると、働きやすいと感じている割合は、81.3%、仕事にやりがいがあると感じている割合は、91.0%となっており、既に目標を超えているが、できるだけ高い割合になることを目指していく。

(3) 実施内容

○教育委員会のこれまでの取組

今までに、給食費の公会計化、学校閉庁日の設定、水泳授業の民間委託やインストラクターの派遣、学校連絡・情報共有サービスの導入等のほか、保護者や地域の方の理解と協力を得るために、学校の働き方改革についてのお知らせの配布も行っている。

≪佐藤 由美子議員（無所属）≫

9 校内教育支援センター支援員「あったか支援員」について

○支援員が行う支援と担う役割

校内教育支援センター支援員、通称「あったか支援員」は、各学校の余裕教室を活用した「校内教育支援センター」において、不登校の兆候がある生徒や、登校に向けた準備段階にある生徒に対し、居場所の提供、学習支援、相談等を行う。

「あったか支援員」は、生徒に対する支援を教職員と連携して行うことに加え、不登校の理由の一つとして考えられるヤングケアラー等の課題に対して、福祉と連携した支援を行う役割を担う。

【社会教育部長関係】

≪数田 俊樹議員（清風クラブ）≫

1 市長に問う

(1) 施政方針から

ア 平塚市総合計画～ひらつかVISION～ 重点戦略・分野別施策について

(ア) 高齢者の想いに寄り添う環境づくり

○地域の指導者やボランティアの育成・活用の取組

様々な技能を持つ人材を「知恵袋バンク」に登録し、地域や公民館事業等で活用するための取組を進め、引き続き人材の育成・活用に努めていく。

2 公共施設について

(1) 中央図書館

○改修工事内容と工期スケジュール

中央図書館は耐震補強のため、鉄骨の筋交いや耐震壁の設置のほか、築 55 年以上の経年劣化の機能回復のため、電気設備のLED化、空調等の機械設備、トイレ等の給排水衛生設備を改修する。

工期スケジュールは、令和 8 年 10 月から令和 9 年 12 月までを予定し、工事着工前、工事完了後の準備のため、令和 8 年 6 月末から休館し、令和 10 年 3 月中の供用開始を目指している。

(2) 美術館

○美術館休館期間の工夫

○改修後の来場者増に向けた戦略

休館中は、学校や市内の公共施設等へ出向いて行うプログラムを実施するなど教育普及の更なる充実や、外部施設を利用し、収蔵品の保管と展示を兼ねた展覧会等を実施することを検討している。また、改修後の再開に向けた取り組みとして、あらためて本市の社会教育施設として、市民が誇れる、市民に親しまれる美術館であるとともに、地域の文化を守り育てながら広く発信する場としての活動を展開していく。

その上で、開館 40 周年や市制施行 100 周年を念頭に、来館者の増加につながる魅力ある展覧会の開催などを検討していく。

(3) 博物館

○劣化度調査の進捗状況

2 月に建物や設備の劣化状況を把握するため、躯体のコンクリート、鉄筋や配管などの調査のほか、アスベスト含有などの現地調査を行った。

今後は、現地調査の結果報告をもとに、必要な改修項目を抽出した上で概算事業費を算出し、令和 8 年 9 月までに改修内容を検討していく予定である。

(4) 勤労会館・中央公民館の解体

○今後のスケジュール

○解体後の土地利用または売却等の考え

令和8年度に解体設計等を行い、必要な費用や期間等を把握し、令和9年度の解体工事着手に向け進めていきたいと考えている。また、跡地の利活用については、「未利用地等の利活用基本方針」に則って検討を進めていく。

(5) 中央公民館ホール機能

○複合的な施設かつ多機能な400人程度のホール機能の今後の展開

ラスカ平塚等の代替施設の活用を進めるとともに、多機能なホール機能の必要性を把握するため、利用団体のみならず、様々な企業や団体、市民の声を把握しながら、検討を進めていく。

(6) 地区公民館の閉館時間

○館ごとの利用状況や需要に応じて柔軟に対応できる運営

地区によっては夜間の利用が少なく、管理人一人による防犯面、照明等の環境負荷、人件費などの課題があると認識している。

この状況を踏まえて、地区公民館の22時までの利用時間は変更せずに、利用申込が無い場合のみ、閉館時間を繰り上げる運営方法の実施に向けて協議・調整を進めているところである。”

≪石田 美雪議員（公明ひらつか）≫

3 教育長に問う

(1) 地域学校協働活動

○定着している地域では、どのような効果が生まれているのか

○課題はあるか

効果としては、地域と学校が協働して事業を実施することで、学校だけでは体験が難しい地域の大人達とのふれあいや学校外での体験活動などを通じて、子ども達が生きる力を育むとともに、地域への郷土愛を育み、地域と子ども達との顔の見える関係づくりにつながっている。また、学校と地域との関係性が強固となり、地域が学校を多角的に支えることができている。

課題としては、地域によって活動内容にばらつきがあることや担い手不足がある。

≪諸伏 清児議員（清風クラブ）≫

4 文化と歩むまち、ひらつか

(1) 伝統芸能について

○課題、これまでの取組、成果について

○中央公民館の休館に伴うひらつか民俗芸能まつりの開催場所

伝統芸能を取り巻く課題としては、継承者の高齢化や後継者不足、人形・道具の維持管理の経済的負担などが挙げられる。

取組としては、公演の場の提供、演技指導者の派遣、小・中学校での人形浄瑠璃体験教室の開催により伝統芸能に触れ合う機会を創出し、補助金の交付により経済的支援をしている。また、相模人形芝居5座を一体的に後世に継承するため、4市合同による総合的な調査を実施している。

こうした取組や各団体の活動の成果として、伝統芸能が再認識され、市民の郷土への愛着の醸成につながり、今日まで伝統芸能が継承されていると捉えている。

来年度、第50回ひらつか民俗芸能まつりの開催場所は、ひらしん平塚文化芸術ホールを予定している。”

《須藤 量久議員（清風クラブ）》

5 平塚の魅力発信。

(1) 湘南ベルマーレ

○サッカー文化の振興によるまちづくり事業の事業内容や効果、更なる事業展開について

事業内容は小学校巡回授業や親子サッカー教室、幼児交流サッカー大会、トレセンサッカー指導者派遣を実施している。

効果としては、子どもたちが飽きずに楽しく取り組めるメニューを展開することで、参加した児童・園児の喜びの声はもちろんのこと、先生からも学習面では得られない多様な教育的効果が認められたなどの声が寄せられていることが挙げられる。

今後も、ホームスタジアムを有する自治体としての強みを活かして湘南ベルマーレと連携を図り、継続的に本事業を実施したいと考えている。

《黒部 栄三議員（清風クラブ）》

6 学校体育施設開放利用の改善について

○学校体育施設開放における電子予約システム及び電子錠の導入への見解

利用の際、学校の教職員と団体の双方に負担が生じている状況は認識している。

電子予約システム及び電子錠の運用に関しては、導入している自治体の状況、課題やメリット、導入や維持管理にかかる費用などを調査、研究していく。

《高山 和義議員（日本共産党平塚市議会議員団）》

7 「ホール機能のあり方市内検討委員会検討結果報告書」から

○ホール機能を有する施設の具体案

○社会教育施設としての公民館施設のあり方

○市民・市民団体や専門家、職員で構成する「中央公民館のあり方検討会」の組織化

現在、ホール機能の代替施設として、ラスカ平塚の利用について調整を進めているところである。

今後は、今回の検討結果報告書を踏まえ、中央公民館の在り方について、まずは、市の考え方を整理した上で、利用団体のみならず、中央公民館を利用しない市民の意見もお聞きしながら検討していく。

○会議室等利用団体の地区公民館への登録状況

○音楽活動等で利用している団体の登録状況

現在、令和8年度の公民館利用団体登録の案内通知を送付しているところである。

地区公民館が中央公民館の利用団体から、登録の相談を受けていることは承知している。

○2館同時解体後の跡地利用

「未利用地等の利活用基本方針」に則って検討していく。

《佐藤 由美子議員（無所属）》

8 公共施設の休館、改修工事について

(1) 中央公民館

○文化活動の位置づけと休館中の支援

○スケジュール

中央公民館の休館中は、その代替施設として、大ホール利用の方には本市の公共施設や近隣の類似施設を案内しており、ラスカ平塚の利用についても現在、調整を進めているところである。

今後は、休館中の代替施設の利用状況を踏まえ、利用団体のみならず、様々な企業や団体、市民の声を把握しながら、中央公民館機能の在り方を検討していく。

(2) 中央図書館

○今回の改修でどのような図書館を描いているのか

図書館においては、従来の資料の貸出・閲覧機能に加えて、課題解決を支援するレファレンスサービスや、高齢者や障がいのある方、小さなお子さん連れの家族など、多様な利用者に利用いただける空間の創出も必要だと捉えている。

安心して読書や学びを、より気軽に楽しんでいただく場所となることを考え

ている。

(3) 美術館

○改修後のビジョン

引き続き、美術館が掲げる「くらしに寄り添う」「地域とつながる」「地域への誇りを育む」の3つの基本方針に基づき、展覧会と普及啓発の更なる充実を図ると共に、少子高齢化社会や多様性の尊重など、様々な社会課題に美術の側面からアプローチする新たなプログラムにも挑戦しながら、地域への誇りを育む美術館としての文化芸術活動を展開・強化していく。

人事案件について

平塚市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和37年教委規則第4号）第2条第2項の規定により、別紙のとおり人事案件について、臨時に事務を代理し、県教育委員会へ内申を行ったので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年3月27日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野 雅 裕

令和8年度平塚市教育の方針について

令和8年度平塚市教育の方針について、別紙のとおり定めるものとする。

令和8年3月27日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野 雅 裕

第3期 平塚市教育振興基本計画
～奏プラン3～

2026年度版 実施計画

平塚市 教育の方針
(案)

2026年3月策定
平塚市教育委員会

目次

第1章 実施計画「平塚市 教育の方針」について	1
1 実施計画「平塚市 教育の方針」の位置付け.....	2
2 計画期間.....	3
3 進行管理.....	3
4 連携推進体制.....	4
5 構成事業の見直し	5
第2章 構成事業について	6
第3期教育振興基本計画～奏プラン3～の体系図.....	7
基本方針1 確かな学力と豊かな心を育む教育環境の充実.....	8
施策1 確かな学力の育成	9
施策2 豊かで健やかな心身の育成	12
基本方針2 子どもの育ちを支援する環境の充実.....	15
施策3 多様な教育的ニーズへの対応	16
施策4 子どものセーフティーネット対策	18
施策5 学校の安全対策と教育環境整備	20
基本方針3 文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実.....	22
施策6 地域における豊かな学び合いの機会の充実	23
施策7 読書に親しみ自ら学ぶ環境づくり	26
施策8 自然・歴史などの多様な文化にふれる機会の提供	28
施策9 芸術を通じた創造や学びの機会の提供	31
施策10 気軽にスポーツを楽しむ環境づくり	32
構成事業 担当課別一覧.....	34

第 1 章

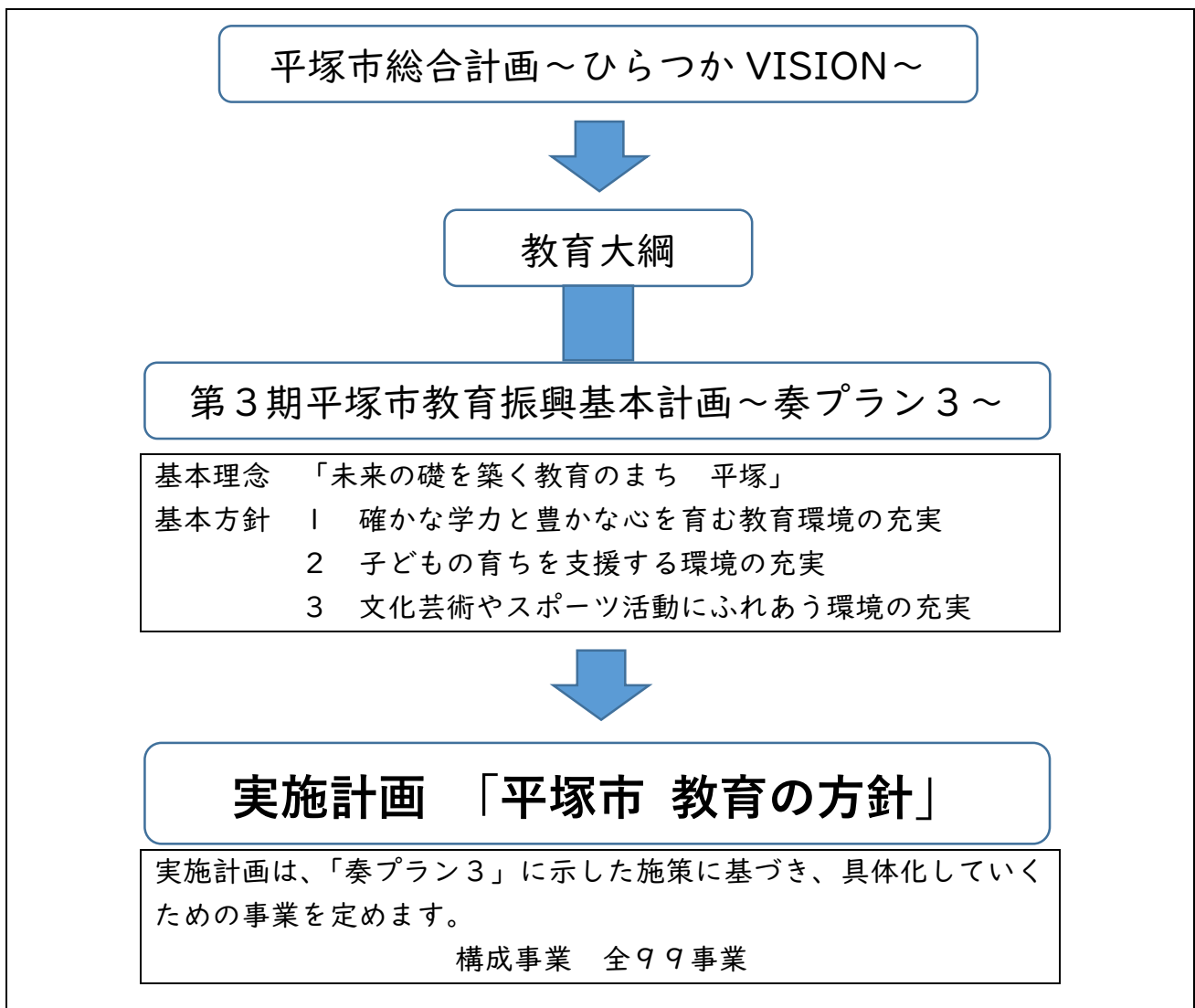
実施計画「平塚市 教育の方針」について

Ⅰ 実施計画「平塚市 教育の方針」の位置付け

第3期平塚市教育振興基本計画～奏プラン3～（以下「奏プラン3」という。）は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市教育の充実を図るために定める基本的な計画として位置付けています。

本実施計画は、「奏プラン3」に位置付けた施策の推進を図るため、当該年度に本市が実施する事業を定めた実施計画です。毎年度実施する「教育委員会の点検・評価」の結果や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて事業の見直しを図りながら構成します。

○位置付けイメージ



2 計画期間

年度		2024	2025	2026	2027	2028	2029
市	総合計画	ひらつかVISION（ビジョン）（2024-2031）					
	教育大綱	平塚市教育大綱（2024-2027）					
	基本計画		第3期教育振興基本計画 ～奏プラン3～（2025-2028）				
	実施計画			「教育の方針」 ※毎年度見直し			

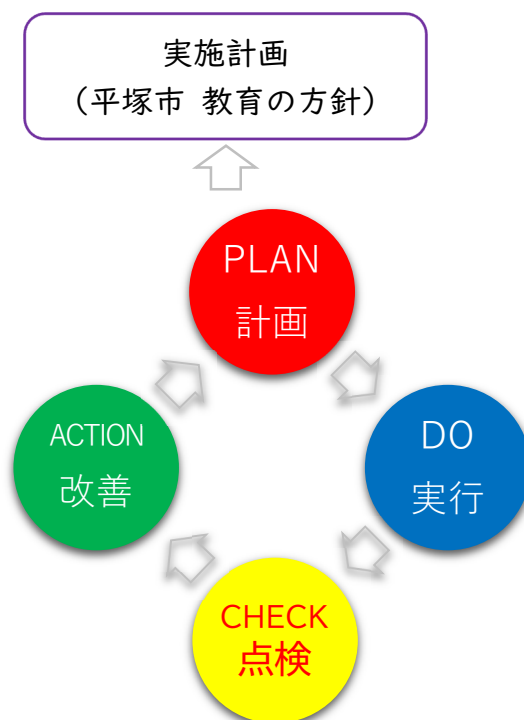
「奏プラン3」を構成する各事業について、毎年度「実施計画（平塚市 教育の方針）」を作成し、見直します。

3 進行管理

本計画の進行管理は、年度ごとに基本理念や基本方針の達成、継続を目指すため、必要となる事業を計画、実施するとともに、その実施状況の把握や達成状況を確認します。

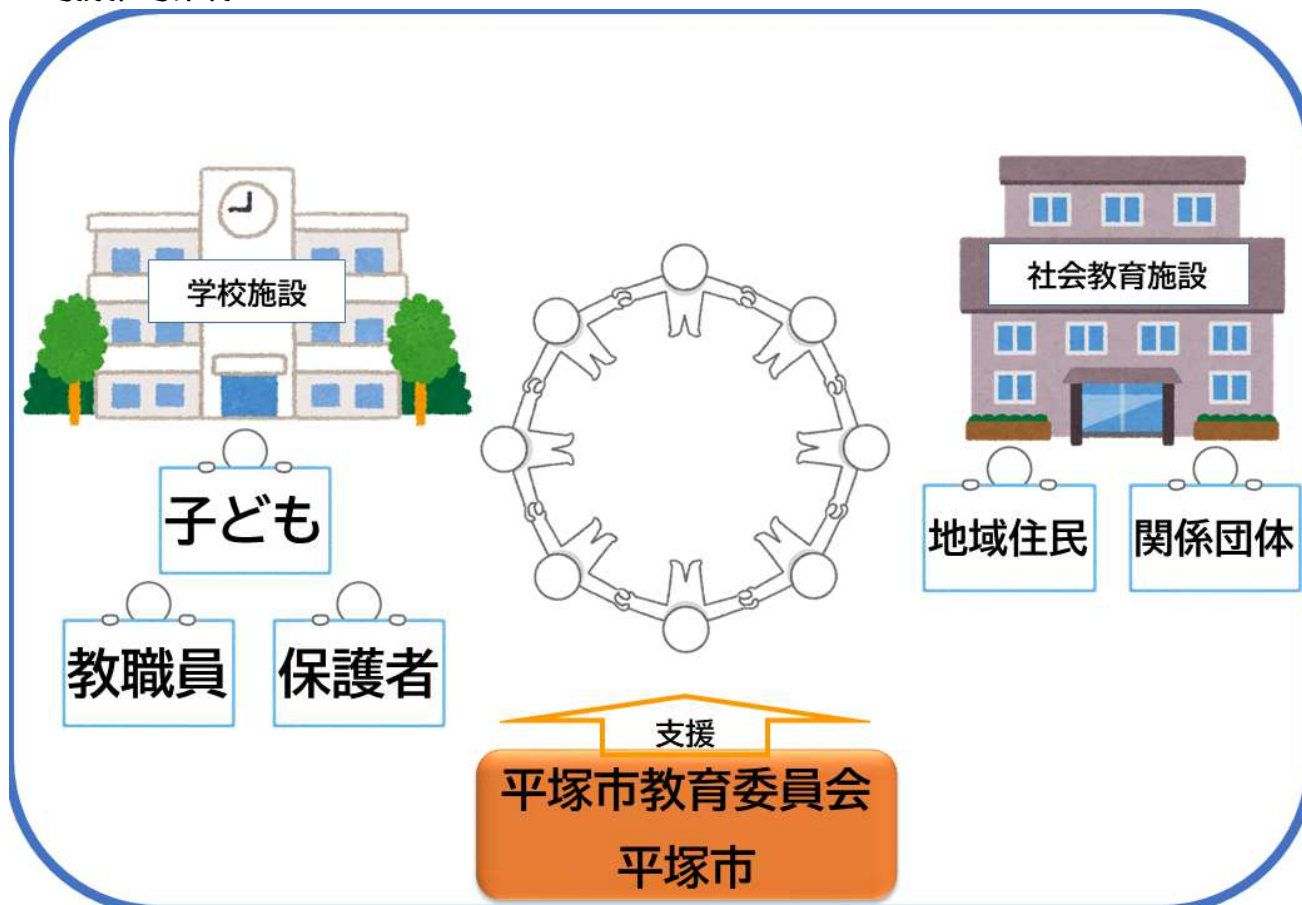
具体的には、毎年度当初に策定する実施計画「平塚市 教育の方針」で、その年の基本方針や構成事業等を取りまとめます。また、前年度に実施した事業に対しては、点検・評価をまとめた「平塚市教育委員会の点検・評価報告書」を作成し、公表します。

<PDCAサイクル>



4 連携推進体制

<連携推進体制イメージ>



計画の推進に当たっては、個別に推し進める事業はあるものの、多くの事業を学校・家庭・地域・行政・関係団体等と連携して取組を進めることで、効果的で持続的な取組へとつなげていきます。同時に学校教育と社会教育も連携した取組を推進します。

5 構成事業の見直し

事業を見直した結果は、次のとおりです。

○事業数

区分	事業数
2025年度 実施計画事業	97
2026年度 実施計画に継続する事業【A】	97
事業名を変更した事業	0
2026年度 実施計画に継続しない事業	0
他の事業に統合するもの	0
分割するもの	0
廃止するもの	0
2026年度 実施計画に新たに位置付けた事業【B】	2
2026年度 実施計画事業【A+B】	99

(1) 事業名を変更した事業 <0事業>

(2) 2026年度 実施計画に継続しない事業 <0事業>

(3) 2026年度 実施計画に新たに位置付けた事業 <2事業>

施策	事業名	担当課
3-8	幼稚園運営補助事業	学務課
4-8	校内教育支援センター支援員派遣事業	子ども教育相談センター

第2章 構成事業について

第3期教育振興基本計画～奏プラン3～の体系図

基本計画である「奏プラン3」は、基本理念「未来の礎を築くまち 平塚」の実現に向けて、3つの基本方針と10の施策で構成されています。さらに、施策ごとに全99事業を実施します。

基本方針1 確かな学力と 豊かな心を育む 教育環境の充実	施策1	確かな学力の育成
	施策2	豊かで健やかな心身の育成
基本方針2 子どもの育ちを 支援する環境の充実	施策3	多様な教育的ニーズへの対応
	施策4	子どものセーフティーネット対策
	施策5	学校の安全対策と教育環境整備
基本方針3 文化芸術や スポーツ活動に ふれあう環境の充実	施策6	地域における豊かな学び合いの機会の充実
	施策7	読書に親しみ自ら学ぶ環境づくり
	施策8	自然・歴史などの多様な文化にふれる機会の提供
	施策9	芸術を通じた創造や学びの機会の提供
	施策10	気軽にスポーツを楽しむ環境づくり

「■」はデジタル化の取組、「♻️」は脱炭素化の取組がある事業を示します。

基本方針Ⅰ

確かな学力と豊かな心を育む教育環境の充実

目指す姿

- 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せの実現に向けて希望を持っています。
- 学校で学んだことが、明日、そして将来につながっており、社会に出たとき、明るい未来の創り手となっています。

取組方針

- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながる、個別最適な学びと協働的な学びを充実します。
- 道徳教育・人権教育を推進するとともに体験活動を充実します。
- タブレット端末を活用した授業の推進に向けた、教員のICT活用指導力を高めるための研修会を実施します。
- 学校運営協議会の取組の充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進する中で、教育活動の充実や課題の解決につなげます。
- 持続可能で効率的な給食運営を実現します。また、ICTを活用した給食情報の配信に努めます。

成果指標

指標名	2023 実績値		2025 目標値		2028 目標値	
授業（国語、算数・数学）の内容がよく分かったと回答した児童生徒の割合	小学校 中学校	80.1% 75.2%	小学校 中学校	81.5% 77.5%	小学校 中学校	83.0% 80.5%
自分には良いところがあると回答した児童・生徒の割合	小学校 中学校	80.8% 75.8%	小学校 中学校	80.9% 77.5%	小学校 中学校	82.5% 79.0%

※指標は「全国学力・学習状況調査」における質問紙より回答した割合

施策Ⅰ 確かな学力の育成

施策Ⅱ 豊かで健やかな心身の育成

施策Ⅰ 確かな学力の育成

- 学習指導要領等に基づき、「生きる力」を育む教育課程を編成するとともに、「何ができるようになるか」「そのために何を、どのように学ぶか」「何が身に付き、何が課題か」などについて、学校、家庭、地域が目指す方向性を共有し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開します。
- 学校段階等間の接続を図り、発達の段階に応じた一貫性のある教育を推進するため、学びの連続性を意識して相互の連携と協力を重視した教育活動に努めます。
- 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動等の特質を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、創意工夫のある分かりやすい授業づくりに努めます。
- 社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう努めます。
- 教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用するとともに、ICTを活用する際の注意点や情報モラル・情報リテラシーを含めて指導方法や指導体制を工夫改善しながら個に応じた指導の充実に努めます。
- これまでの実践とともにICTを活用することで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に努めます。

事業計画

事業名	小・中学校理科教材等充実事業 [1-1]	担当課	教育総務課
事業概要	科学的な知識、技能及び態度を習得させるとともに、工夫し創造の能力を養うため、理科教材を充実します。		
事業内容	教材購入に係る予算の配当	事業費	1,060 千円

事業名	サン・サンスタッフ派遣事業 (学習支援補助員) [1-2]	担当課	教職員課
事業概要	市内の小・中学校に学習支援補助員を派遣し、学習・生活面での支援をし、落ち着いて学習できる環境や授業体制づくりを補助します。		
事業内容	小・中学校 43 校へ学習支援補助員の派遣	事業費	73,232 千円

事業名	放課後自主学習教室事業 [1-3]	担当課	教育指導課
事業概要	児童の学習意欲の向上や家庭学習の習慣化を図るため、放課後に自主学習教室を実施します。		
事業内容	放課後自主学習教室の実施	事業費	2,881 千円

事業名	授業づくり推進事業 [1-4]	担当課	教育指導課
事業概要	各園や各学校で立てた年間計画に基づき、要請に応じて指導主事が訪問します。また、指定された小・中学校を指導主事が訪問し、研究授業と研究会を実施します。		
事業内容	要請訪問及び計画訪問の実施	事業費	—

事業名	学力・学習状況研究会 [1-5]	担当課	教育指導課
事業概要	全国学力・学習状況調査について、結果の分析、活用等について研究し、平塚市全体の取組について共通理解を図ります。		
事業内容	学力・学習状況研究会の実施	事業費	—

事業名	幼・保・小・中連携の推進事業 [1-6]	担当課	教育指導課
事業概要	幼稚園・こども園・保育所・小学校・中学校の指導の一貫性を図るため、幼保小中連携学習研究会等を通して指導の在り方や指導上の課題等について研究協議し、相互に理解を深め、各学校（園）における連携・交流を推進します。		
事業内容	幼・保・小・中連携推進及び研究会の実施	事業費	70 千円


事業名	英語教育推進事業 [1-7]	担当課	教育指導課
事業概要	小学校英語教育に関わる講師を招き、研修会等を実施します。また、幼児・児童・生徒の英語や外国の生活・文化に親しむ態度を育成するため、外国語指導助手を派遣します。		
事業内容	外国語指導助手の学校訪問、イングリッシュデイ及びイングリッシュイベントの実施、講師招へいによる研修会等の実施	事業費	73,775 千円

事業名	研究教室・ワンポイント研修会 [1-8]	担当課	教育研究所
事業概要	研究教室では、実践的な指導力を高めるための研修及び今日的な教育諸課題の解決に向けた研修の機会を提供します。ワンポイント研修会では、日常の教育活動にすぐにかせるような研修の機会を提供します。		
事業内容	研究教室、研修会の開催	事業費	298 千円

事業名	小・中学校・幼稚園研究推進事業 [1-9]	担当課	教育研究所
事業概要	教員個々の指導力と学校（園）全体の教育力の向上を目指すとともに、生きる力を育む学校づくりを進めるための学校研究を推進します。		
事業内容	全体及び各校での研修会開催	事業費	2,268 千円

事業名	調査研究部会 [1-10]	担当課	教育研究所
事業概要	小・中学校教員を研究部員とし、今日的な教育課題の調査・研究を行います。所属部員の教育的力量を高めるとともに、研究成果を発信することで平塚市の教育の発展につなげます。		
事業内容	調査研究部会の開催、研究成果の発表	事業費	135 千円

事業名	新採用教員研修会 [1-11]	担当課	教育研究所
事業概要	平塚市の教員として、児童・生徒・保護者に信頼される指導力を身に付けるための研修を新採用教員に対して行います。		
事業内容	研修会の開催及び訪問指導の実施	事業費	—

事業名	GIGA スクール構想推進事業 [1-12] 	担当課	教育研究所
事業概要	1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを活用し、多様な児童・生徒一人一人に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現及び学習活動の充実を図ります。		
事業内容	ICT環境の維持管理、教員向けのICT活用研修会等の実施	事業費	253,603 千円

事業名	教育の情報化推進事業 [1-13]	担当課	教育研究所
事業概要	小・中学校の職員室等に配備した校務用システム及び学校内の各種システム、また各小・中学校と教育委員会を結ぶネットワークを適正に管理、運用します。		
事業内容	学校と教育委員会の各種システム及びネットワークの管理運用、情報リテラシーに関する研修の実施	事業費	141,185 千円

施策2 豊かで健やかな心身の育成

- 特別の教科 道徳を要とし、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を充実させ、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。
- 全ての教育活動において、人間尊重の意識を高め、一人一人を大切にする人権教育の推進に努めます。
- 自他の生命を尊び、人権感覚・国際感覚を備えた、互いに認め合い支え合う人間関係をつくることのできる児童・生徒の育成に努めます。
- 家庭や地域社会と連携しつつ、各教科等の特質に応じた体験活動を充実させ、児童・生徒の知的向上心や自己肯定感を高めるよう努めます。
- 生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎が培われるよう、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けた児童・生徒の育成に努めます。



事業計画

事業名	小・中学校学校図書館図書充実事業 [2-1]	担当課	教育総務課
事業概要	学習情報センターとしての学校図書館を機能させるため、調べ学習等で利用する学校図書館図書を充実します。		
事業内容	教材購入に係る予算の配当	事業費	14,371 千円

事業名	食に関する指導事業 [2-2]	担当課	学校給食課
事業概要	正しい食事の在り方や望ましい食生活を身に付けるため、給食時間や総合学習等の時間を利用して食に関する指導を行います。		
事業内容	食に関する指導の実施	事業費	—

事業名	給食の安心・安全推進事業 [2-3]	担当課	学校給食課
事業概要	物資選定委員会を開催し、各食材が食品衛生法の基準にあったものであるか、産地、加工地、成分表、各検査証明書等で、安全性の確保に努めます。さらに食材や提供食について、細菌検査や残留農薬検査等を実施し、安心・安全な給食の提供を実施します。		
事業内容	物資選定委員会の開催、各種衛生検査の実施	事業費	509 千円

事業名	学校給食地場産野菜等使用推進事業 [2-4]	担当課	学校給食課
事業概要	地元農家が生産した新鮮な野菜、平塚漁港で水揚げされた魚や水産加工品等、地場産品の使用を推進します。		
事業内容	平塚産指定品目の使用	事業費	—

事業名	学校給食センター運営事業 [2-5]  	担当課	学校給食課
事業概要	学校給食法に基づく安心・安全な学校給食を提供するため、高度な衛生管理基準に則った学校給食センターを運営します。		
事業内容	小学校21校、中学校15校への安定的な学校給食の提供と食育の推進	事業費	729,184 千円

事業名	サン・サンスタッフ派遣事業（学校司書） [2-6]	担当課	教職員課
事業概要	児童生徒の読書活動の充実を図るため、サン・サンスタッフ（学校司書）を派遣します。		
事業内容	小・中学校43校へ学校司書の派遣	事業費	27,298 千円

事業名	生きる力を育む学校づくり推進事業 [2-7]	担当課	教育指導課
事業概要	幼児・児童・生徒の「生きる力」を育む学校づくりを推進するため、各学校・園において、ふれあい教育、総合的な学習の時間、芸術鑑賞教室等を実施します。		
事業内容	ふれあい教育の推進、総合的な学習の時間の推進、芸術鑑賞教室の実施(中学校のみ)	事業費	25,082 千円

事業名	人権教育担当者会 [2-8]	担当課	教育指導課
事業概要	人権を尊重した学校教育を確立するため、様々な人権課題について認識を深め、人権教育の具体的な在り方を研究します。		
事業内容	人権教育担当者会の実施	事業費	35 千円

事業名	道徳教育推進事業 [2-9]	担当課	教育指導課
事業概要	児童・生徒の道徳性が養われるよう、教員を対象とした道徳教育推進担当者会や公開授業及び授業研究会を実施し、道徳教育の充実を図ります。		
事業内容	道徳教育推進担当者会及び道徳授業研究会の実施	事業費	—

事業名	学校図書館活用支援事業 [2-10]	担当課	教育指導課
事業概要	学校図書館を活用した学習や読書活動を充実させるため、司書教諭と学校司書を支援し、研修や各校の取組についての情報交換等を目的とした、連絡協議会等を実施します。		
事業内容	各種会議（連絡協議会、打合せ会、説明会）の実施	事業費	23 千円

事業名	中学校部活動の在り方に関する事業 [2-11]	担当課	教育指導課
事業概要	各学校の要請に応じ、専門的資質を有する部活動地域指導者を顧問の指導協力者として派遣します。また、一定の条件下での活動において、単独で指導ができる部活動特別地域指導者を派遣します。さらに、教員に代わり顧問として中学校の部活動指導及び大会への引率等を行える部活動指導員を派遣します。 生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点と学校の働き方改革の観点から、持続可能な部活動の在り方について研究・実践を行い、部活動の諸課題解決を図ります。		
事業内容	部活動地域指導者の派遣 部活動指導員の派遣 部活動指導者講習会の実施 中学校部活動の在り方研究協議会の実施	事業費	17,023 千円

事業名	社会科副読本編集発行事業 [2-12]	担当課	教育研究所
事業概要	郷土の歴史・地理・産物等を学ぶため、小学校3・4年生の社会科副読本を発行します。		
事業内容	社会科副読本の改訂、発行	事業費	2,662 千円

事業名	教育講演会 [2-13]	担当課	教育研究所
事業概要	今日的な教育課題をテーマに教育講演会を開催し、教職員の資質向上を目指します。		
事業内容	教育講演会の開催	事業費	331 千円

基本方針2

子どもの育ちを支援する環境の充実

目指す姿

- 一人一人の興味や関心、課題に応じた指導や支援の中で、子どもたちが自らの可能性を感じ、未来へ向かって歩んでいます。
- 全ての学校で、事故を未然に防ぐ取組が実施されており、安全な施設の中で子どもたちが学校生活を過ごしています。

取組方針

- インクルーシブ教育を推進するとともに、悩みや課題を抱える子どもに寄り添う相談・支援体制を更に強化します。
- 要配慮の教育を望む幼児への支援や経済的な理由により就学が困難な家庭への援助を行います。
- 経済的な理由により、修学が困難な家庭や進学を希望する生徒への支援を行います。
- 学校施設や各種設備の計画的な整備を進めるとともに、再生可能エネルギーの利用と省エネの取組を推進します。
- 通学路の環境整備をはじめ、学校安全対策を推進します。

成果指標

指標名	2023 実績値	2025 目標値	2028 目標値
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談ができると回答した児童・生徒の割合 ※1	小学校 62.8% 中学校 59.3%	小学校 64.5% 中学校 62.0%	小学校 67.5% 中学校 65.0%
小・中学校のトイレの洋式化率	60.3%	73.6%	87.2%

※1：指標は「全国学力・学習状況調査」における質問紙より回答した割合

施策3	多様な教育的ニーズへの対応
施策4	子どものセーフティネット対策
施策5	学校の安全対策と教育環境整備

施策3 多様な教育的ニーズへの対応

- 一人一人の自己肯定感を高めるため、個性をそれぞれの持ち味として肯定的に捉え、積極的に関わることで、児童・生徒同士がお互いを認め合う「心の居場所」を実感できる教育活動に努めます。
- 授業等のユニバーサルデザイン化や一人一人が大切にされている居心地の良い集団づくりに努め、インクルーシブ教育の推進を図ります。
- 一人一人が大切にされ、共に学びながら、共に育つことのできるインクルーシブな学校づくりを目指します。
- 小学校入学時の就学相談や福祉と連携した就学移行支援の充実を図るとともに、家庭教育の自主性を尊重しながら家庭や小学校と連携を図り、子どもの育ちを支えます。
- 一人一人が持つ長所や強みに着目し、可能性を引き出して発揮させていくという視点から、多様性を認め合い尊重するとともに、各施策間のつながりを念頭に置いた対応が図られるよう取組を推進します。
- 多様なニーズの子どもたちに個別最適な学びの機会を確保するとともに、多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会の確保を通して、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現します。

事業計画

事業名	日本語指導協力者派遣事業 [3-1]	担当課	教育指導課
事業概要	学校における日本語指導、母語指導、生活適応指導等を支援するため、日本語指導が必要である幼児・児童・生徒に対し、要請に応じて日本語指導協力者を派遣します。		
事業内容	日本語指導協力者の派遣	事業費	9,568 千円

事業名	児童・生徒指導担当者会 [3-2]	担当課	教育指導課
事業概要	小・中学校及び関係機関との協力体制の確立、指導体制の強化及び指導の充実を図るため、児童・生徒指導担当者会を開催し、情報交換・相互研修を行います。		
事業内容	児童・生徒指導担当者会を開催	事業費	23 千円

事業名	学校安全法務強化事業 [3-3]	担当課	教育指導課
事業概要	学校の法的な諸課題について、初期対応から弁護士に相談することで、速やかな問題解決と教職員の負担軽減を図ります。また教職員対象の研修を行い、諸課題に対する適切な対応力を高めます。		
事業内容	選任弁護士による相談業務及び学校における法的問題に関する研修の開催	事業費	1,089 千円

事業名	研修・研究推進事業 [3-4]	担当課	子ども教育相談センター
事業概要	支援が必要と思われる児童・生徒への理解や、インクルーシブ教育の在り方について理解を深めるため、各種研究会・研修会を実施します。		
事業内容	各種研修、研究会の開催	事業費	739 千円

事業名	就学相談・指導事業 [3-5]	担当課	子ども教育相談センター
事業概要	特別な教育的配慮が必要と思われる幼児・児童・生徒に適切な就学に向けて、相談や指導を行います。		
事業内容	就学相談・指導の実施、平塚市教育支援委員会の開催	事業費	4,128 千円

事業名	介助員派遣事業 [3-6]	担当課	子ども教育相談センター
事業概要	特別な教育的配慮が必要な幼児・児童・生徒が学校（園）生活を円滑に送れるようにするため、学習活動や日常生活を支援する介助員や、学校において医療的ケアを行う医療的ケア学校看護師を派遣します。		
事業内容	介助員、医療的ケア学校看護師の派遣	事業費	183,564 千円

事業名	通級指導教室運営事業 [3-7]	担当課	子ども教育相談センター
事業概要	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して適切な支援を行うため、通級による指導の充実を図ります。		
事業内容	通級指導の充実、通級指導教室の在り方の検討	事業費	1,522 千円

事業名	幼稚園運営補助事業 [3-8]	担当課	学務課
事業概要	園や協会に補助金を交付します。		
事業内容	私立幼稚園教材教具購入費及び健康管理費、平塚市幼児教育研究費、平塚市私立幼稚園等特別支援教育補助金の交付	事業費	19,989 千円

施策4 子どものセーフティーネット対策

- いじめや暴力行為、不登校など、児童・生徒指導上の諸課題に対し、未然防止、早期発見、早期対応、継続的な支援がなされるよう、教職員同士がチームとして支え合う校内支援体制づくりに努め、地域や関係機関との連携を図ります。
- 多様な教育的ニーズに応じた適切な教育と必要な支援を行うため、学校間及び関係機関との連携を図り、切れ目のない支援と学びの保障に努めます。
- 全ての子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、学びの支援を行います。
- 多様な学びの場の確保、1人1台端末等を活用した早期発見・早期支援の実施、みんなが活躍できる機会や出番がある授業実践等を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることで不登校対策を推進します。
- 全ての子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備と、特別な教育的ニーズのある子どもの自立と社会参加に向けた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めます。
- 医療的ケアが必要な児童生徒等について、保護者の付添いがなくても安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療的ケア学校看護師の配置の促進を含め、取組を推進します。


事業計画

事業名	児童生徒就学援助事業 [4-1]	担当課	学務課
事業概要	義務教育を円滑に受けることができるようにするため、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助をします。		
事業内容	対象者への就学援助費の支給	事業費	158,579 千円

事業名	特別支援教育就学奨励援助事業 [4-2]	担当課	学務課
事業概要	特別支援教育を円滑に受けることができるようにするため、特別支援学級に就学する児童生徒等の保護者に対し、その負担能力に応じた援助をします。		
事業内容	対象者への就学奨励費の支給	事業費	22,673 千円

事業名	高等学校等修学支援事業 [4-3]	担当課	学務課
事業概要	高等学校等における修学支援を行うため、修学支援金を支給します。		
事業内容	修学支援金の支給	事業費	16,212 千円

事業名	教育支援室事業 [4-4]	担当課	子ども教育相談センター
事業概要	学校に登校しないあるいはしたくてもできない児童・生徒のために相談や小集団活動を行う教育支援室を運営します。		
事業内容	教育支援室の運営	事業費	6,519 千円

事業名	スクールカウンセラー派遣事業 [4-5] 	担当課	子ども教育相談センター
事業概要	児童・生徒の様々な課題を解決するため、本人や保護者のカウンセリングを行い、教職員を援助するスクールカウンセラーを各小中学校に派遣します。		
事業内容	スクールカウンセラーの派遣	事業費	45,121 千円

事業名	スクールソーシャルワーカー派遣事業 [4-6]	担当課	子ども教育相談センター
事業概要	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを各小中学校へ派遣します。		
事業内容	スクールソーシャルワーカーの派遣	事業費	5,944 千円


事業名	教育相談事業 [4-7]	担当課	子ども教育相談センター
事業概要	心や体に悩みや課題のある児童・生徒及びその保護者に対し、各専門機関と連携しながら相談を行います。		
事業内容	相談業務の実施	事業費	32,157 千円

事業名	校内教育支援センター支援員派遣事業 [4-8]	担当課	子ども教育相談センター
事業概要	不登校対策として、校内教育支援センター支援員を派遣し、福祉と連携しながら学校生活に困難を抱えている児童・生徒を支援します、		
事業内容	校内教育支援センター支援員の派遣	事業費	2,845 千円

施策5 学校の安全対策と教育環境整備

- 生涯にわたって安全な生活を送るための基礎が培われるよう、安全確保を実践的に理解し、自他や社会の安全のために主体的に行動できる児童・生徒の育成に努めます。
- 安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備について長寿命化改修等を通じて計画的・効率的に推進します。
- 児童・生徒が生き生きと活動し、安心して学べるようにするために、学校安全に関する組織的取組の推進、学校における安全教育、安全管理の取組を進めます。
- 障がいのある児童・生徒等が支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化に向けた取組を推進します。

事業計画

事業名	小・中学校大規模改修事業 [5-1] 	担当課	教育施設課
事業概要	施設の長寿命化を進めるため、屋上防水工事や外壁改修、トイレの洋式化等の大規模な改修工事を実施します。		
事業内容	小・中学校の大規模改修工事	事業費	700,835 千円

事業名	小・中学校特別教室空調機設置事業 [5-2]	担当課	教育施設課
事業概要	教育環境の改善を図るため、特別教室に空調機を設置します。		
事業内容	特別教室への空調機の設置	事業費	未定

事業名	小・中学校トイレ洋式化事業 [5-3]	担当課	教育施設課
事業概要	教育環境の改善を図るため、小・中学校のトイレを順次洋式化します。		
事業内容	トイレ改修工事	事業費	675,908 千円

事業名	学校保健・環境衛生事業 [5-4]	担当課	学務課
事業概要	各種環境衛生検査、保健衛生啓発普及活動を実施します。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会へ学校保健協力に対する交付金を支給します。		
事業内容	各種環境衛生検査の実施、協力機関への交付金支給	事業費	4,177 千円

事業名	幼児・児童・生徒健康管理事業 [5-5]	担当課	学務課
事業概要	幼児・児童・生徒の健康保持・増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保・維持を図るため、幼児・児童・生徒の健康診断を実施します。		
事業内容	健康診断、各種検査等の実施	事業費	27,484 千円

事業名	学校安全対策推進事業 [5-6]	担当課	教育指導課
事業概要	各小中学校(園)における組織的な安全管理の充実を図るため、各研修の開催のほか、学校安全に向けた取組を進めます。		
事業内容	学校安全に係る研修の開催等	事業費	5,326 千円

事業名	通学路安全対策事業 [5-7]	担当課	教育指導課
事業概要	児童・生徒の通学時の安全確保の充実を図るため、地域、学校との連携により、児童生徒が安全で安心して通学できる環境づくりを進めている団体を支援するとともに、関係機関と連携し合同点検を実施するなど通学路の道路環境を整えます。		
事業内容	通学路安全対策事業実施団体への助成	事業費	320 千円

基本方針 3

文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実

目指す姿

- 生涯学習の環境や伝統芸能・芸術作品に触れる機会が充実している中、講座や地域での体験活動において幅広い世代の人たちが学び・交流し合い、知識や技能を次の世代につないでいます。
- 様々なスポーツ施設や体を気軽に動かす機会が存在し、だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しんでおり、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができています。

取組方針

- 平塚らしい文化の創造や、地域内の多世代交流を深めます。
- 子どもから大人まで、多様なニーズに応える読書環境を整備します。
- 文化活動や郷土芸能、自然、歴史への理解を深め、後継者を育成します。
- 多様な市民が文化芸術に触れて、体験する機会を充実します。
- 持続可能な開発のための教育（ESD）の取組を意識した事業を推進します。
- 体力、年齢、目的、身体状況に関わらずスポーツが楽しめる機会を充実します。

成果指標

指標名	2023 実績値	2025 目標値	2028 目標値
各種講座・講習会への参加者数※1	31,337 人	39,400 人	42,100 人
パラスポーツ・ニュースポーツ大会等参加者数	4,509 人	4,750 人	5,125 人

※1：社会教育課、中央公民館、中央図書館、博物館、美術館が実施する事業のこと

施策 6	地域における豊かな学び合いの機会の充実
施策 7	読書に親しみ自ら学ぶ環境づくり
施策 8	自然・歴史などの多様な文化にふれる機会の提供
施策 9	芸術を通じた創造や学びの機会の提供
施策 10	気軽にスポーツを楽しむ環境づくり

施策6 地域における豊かな学び合いの機会の充実

- 様々な体験活動を通して、豊かな心を育む機会を創出します。
- 学校・家庭・地域・行政・関係団体などが連携・協働し、地域全体で支え合う環境を整えます。
- 市民が主体的に地域課題を解決するための必要な学習機会を提供します。
- 学んだ知識や成果を生かすことのできる場を提供します。

事業計画

事業名	地域教育力ネットワーク推進事業 [6-1]	担当課	社会教育課
事業概要	子どもたちの生きる力を育むため、各地区において、世代間交流、体験事業等を実施するほか、こどもサポート看板の設置、パトロール等の共通事業を行います。		
事業内容	地域教育力ネットワーク協議会の活動支援	事業費	1,700 千円

事業名	放課後等子どもの居場所づくり推進事業 [6-2]	担当課	社会教育課
事業概要	放課後や土曜日等に、地域の多様な経験や技能を持つ人材等の協力により、子どもたちが学習や文化活動、地域住民との交流活動などを継続的に体験できる取組を推進します。		
事業内容	放課後等の子どもの居場所づくりの推進	事業費	1,200 千円

事業名	芸術文化子ども体験事業 [6-3]	担当課	社会教育課
事業概要	子どもたちが、長い歴史と伝統の中から生まれ守り伝えられてきた貴重な財産である文化芸術を体験することで、歴史、伝統、文化、芸術に対する関心や理解を深め、豊かな人間性を育む機会を提供します。		
事業内容	芸術や文化に関する体験事業の開催支援	事業費	—

事業名	平塚市文化祭の開催 [6-4]	担当課	社会教育課
事業概要	市民による日頃の文化活動の発表の場及び様々な文化芸術に触れる機会を創出することによって、市民の文化意識を高めます。		
事業内容	市文化連盟に委託し、第74回平塚市文化祭を開催	事業費	2,219 千円

事業名	多様な学習推進事業（シニア学級） [6-5]	担当課	中央公民館
事業概要	シニア世代が新しい時代に即応した生き方やシニアの役割等を学び、社会の変化に対応する能力を養うため、シニア学級を開催します。		
事業内容	地区公民館において概ね60歳以上の市民を対象とする講座の開催	事業費	※4,006千円 ※ [6-5] ~ [6-8] の事業全体の事業費

事業名	多様な学習推進事業（家庭教育学級） [6-6]	担当課	中央公民館
事業概要	子育て世代が家庭教育の重要性を理解し、相互に交流を図り、子どもの自主性や創造力を向上させるため、家庭教育学級等を開催します。		
事業内容	子育て世代が家庭教育に関する課題の解決に取り組み、子どもの自主性や創造力を向上させるため、家庭教育学級等を開催します。	事業費	※4,006


事業名	多様な学習推進事業 （児童・生徒地域参加事業） [6-7]	担当課	中央公民館
事業概要	児童・生徒が集団における役割分担や協働意識を学び、文化等への興味、関心を高めるため、児童・生徒地域参加事業を開催します。		
事業内容	地区公民館において小・中学生を対象とする講座の開催	事業費	※4,006

事業名	多様な学習推進事業（地区公民館自主事業・ブロック事業） [6-8]	担当課	中央公民館
事業概要	地域住民の自発的、自主的な地域課題の解決に向けた取組を支援する事業を展開するため、地区公民館自主事業・ブロック事業を開催します。		
事業内容	地区公民館において市民を対象とする講座の開催	事業費	※4,006

事業名	多様な学習推進事業（中央公民館事業） [6-9]	担当課	中央公民館
事業概要	市民が継続的、専門的な教養、文化芸術の知識、技術を習得できるよう、市民大学講座・市民アカデミーを開催します。また、住みよい地域づくりを進めるための協働社会の基礎を作れるよう、市民の課題解決に向けた取り組み方などを学ぶ講座、ひらつか地域づくり市民大学を開催します。		
事業内容	市民を対象とする講座の開催	事業費	845千円

事業名	地区公民館まつり開催事業 [6-10]	担当課	中央公民館
事業概要	市民が公民館活動、地域活動の成果を発表し、地域コミュニティの醸成を図るため、公民館まつりを開催します。		
事業内容	地区公民館において公民館まつりの開催	事業費	805 千円

事業名	地域の人材発掘・活用事業 [6-11]	担当課	中央公民館
事業概要	市民が知識、技術を提供し、地域の人材を発掘、活用するため、地域活動サポート人材登録制度（知恵袋バンク）を実施します。		
事業内容	地域活動サポート人材登録制度（知恵袋バンク）の実施	事業費	—

事業名	地区公民館整備事業 [6-12] 	担当課	中央公民館
事業概要	生涯学習活動及び地域活動を推進するため、地区公民館の大規模改修等を進め施設の長寿命化を図ります。		
事業内容	地区公民館の大規模改修工事	事業費	577,389 千円

施策7 読書に親しみ自ら学ぶ環境づくり

- 子どもから大人まで、幅広く読書に親しむ環境をつくります。
- 誰もが知的欲求を満たすことができる、学びの場を提供します。
- 市民が抱える課題の解決につながるように図書館機能の充実を図ります。
- 地域と学校、図書館が連携・協働し、子どもの読書活動を推進します。

事業計画

事業名	市民の図書館体験事業 [7-1]	担当課	中央図書館
事業概要	図書館業務への市民の理解と関心を高めるため、図書館業務の体験事業を実施します。		
事業内容	小学生対象「一日図書館員」の実施、大人対象の体験会の開催	事業費	—

事業名	ブックスタート事業 [7-2]	担当課	中央図書館
事業概要	地域の全ての赤ちゃんと保護者に、「赤ちゃん絵本を楽しむ時間の大切さ」を伝えながら、絵本を直接手渡します。		
事業内容	ブックスタートの開催、普及	事業費	2,494 千円


事業名	子ども読書活動推進事業 [7-3]	担当課	中央図書館
事業概要	各中学校区子ども読書活動推進協議会を中心に、家庭・地域・学校・行政が連携し、全市的な読書活動を推進します。		
事業内容	子ども読書活動の推進	事業費	1,065 千円

事業名	館外サービス事業 [7-4]	担当課	中央図書館
事業概要	来館が難しい方が利用する施設等へ資料の貸出を行います。また、障がいのある方を対象に、郵送等により資料の貸出を行います。		
事業内容	幼稚園、保育所、各種学校、福祉施設等へ出向いての図書館サービスの実施、郵送等による資料の貸出	事業費	487 千円

事業名	図書館資料の収集・提供事業 [7-5]	担当課	中央図書館
事業概要	生涯学習支援のため、館内閲覧や館外貸出、読書案内、調べ物などに必要な資料を収集・整理し提供します。		
事業内容	資料の収集・提供	事業費	—

事業名	レファレンス・サービス事業 [7-6]	担当課	中央図書館
事業概要	情報を求める市民に対し、図書館職員がその要求を分析しながら図書館資料等を利用して、市民が求めている情報を提供します。		
事業内容	多様なニーズに沿った情報の提供	事業費	—

事業名	読書活動ボランティア育成事業 [7-7]	担当課	中央図書館
事業概要	各種講習会の開催を通じて、市民の図書館や読書活動に関する意識を高め、学校や地域で活躍するボランティアの発掘・育成につなげていきます。		
事業内容	各種講習会の開催	事業費	90 千円

事業名	電子図書館事業 [7-8] 	担当課	中央図書館
事業概要	図書館に来館しなくても手軽に読書を楽しめる電子書籍を貸し出します。		
事業内容	電子書籍の提供	事業費	5,198 千円

事業名	中央図書館改修事業 [7-9]	担当課	中央図書館
事業概要	施設の老朽化に伴い、中央図書館の改修工事を行います。		
事業内容	改修工事の実施、図書資料等の移転	事業費	977,913 千円

事業名	地区図書館改修事業 [7-10]	担当課	中央図書館
事業概要	なぎさふれあいセンター改修工事後、南図書館の運営を再開します。		
事業内容	代替施設の運営、南図書館のリニューアルオープン	事業費	18,521 千円

施策8 自然・歴史などの多様な文化にふれる機会の提供

- 平塚の文化・歴史遺産・伝統芸能など受け継がれるべき貴重な財産として、資料・文化財の保存・継承を行うとともに、それに触れる機会を提供します。
- 様々な領域・分野について学術的な調査研究を行い、その成果を広く発信することで、学習活動などに活用します。
- 自然・歴史など、多様な文化に関する普及・体験事業等を通して学びの意欲を高めます。
- 学校における学習内容に即した教育事業を実施して、学校教育を支援します。

事業計画

事業名	歴史的建造物保護事業 [8-1]	担当課	社会教育課
事業概要	市内の明治建築として貴重な文化財である旧横浜ゴム平塚製造所記念館の保存と活用に対する理解を深めていただくことを目的に、各種の自主事業を実施します。		
事業内容	旧横浜ゴム平塚製造所記念館の周知と活用、各種自主事業の実施	事業費	19,822 千円

事業名	埋蔵文化財展示・活用事業 [8-2]	担当課	社会教育課
事業概要	埋蔵文化財の保存作業の最前線となる埋蔵文化財調査事務所において、市民に向けた常設展示・イベントを行う等積極的な利用促進を図ります。		
事業内容	常設展示と勾玉づくり教室の開催、出前教室の実施	事業費	—

事業名	文化財調査成果周知・活用事業 [8-3]	担当課	社会教育課
事業概要	国民共有の財産である文化財を広く市民に周知し、愛護意識を高めるために、市内で発掘された埋蔵文化財の調査成果の公開や出土遺物の展示等を行います。		
事業内容	平塚市遺跡調査・研究の公開、市内で発掘された埋蔵文化財の展示、遺跡発掘調査現場の公開・発表	事業費	—

事業名	エコ・ミュージアム推進事業 [8-4]	担当課	社会教育課
事業概要	金目地区の自然環境、歴史、文化遺産を再認識し、保存・展示・活用するため、「金目エコミュージアム」が策定した事業計画の実現に向けた取組を推進します。		
事業内容	歴史・文化遺産等の地域資源活用のためのエコ・ミュージアム活動の推進	事業費	450 千円

事業名	ふるさと歴史再発見事業 [8-5]	担当課	社会教育課
事業概要	平塚に暮らした作家、村井弦斎の功績を広く市民に周知するためのイベントを開催します。また、地域の歴史再発見の一助とするため、地域の歴史再発見活動団体の支援や、市内の史跡説明板等について必要な修繕などを行います。		
事業内容	村井弦斎まつりの開催、歴史再発見活動団体への支援、市内史跡説明板等の管理	事業費	1,265 千円

事業名	無形文化財保護事業 [8-6]	担当課	社会教育課
事業概要	郷土芸能の継承と後継者の育成を図るため、活動発表の場である民俗芸能まつりを開催するほか、その保存に必要な活動支援等を行います。		
事業内容	民俗芸能まつりの開催、無形文化財保存伝承団体への支援、相模人形芝居総合調査	事業費	4,869 千円

事業名	地域を学ぶ普及・体験事業 [8-7]	担当課	博物館
事業概要	地域の自然と文化について、講演会、講座、野外観察会、体験学習等を実施します。		
事業内容	地域を学ぶ講座や講演会等を開催	事業費	5,120 千円


事業名	プラネタリウム学習投影事業 [8-8]	担当課	博物館
事業概要	星の動き、月の満ち欠け、太陽の季節変化などを自在に表現することができるプラネタリウム投影を通して、学習の理解を深め、宇宙や天文への興味・関心を高めたり理科好きな子どもを増やしたりすることにつなげます。		
事業内容	小・中学校、幼稚園、保育園等のプラネタリウム投影の実施	事業費	2,266 千円

事業名	プラネタリウム一般投影事業 [8-9]	担当課	博物館
事業概要	天文と宇宙への興味関心を育てたり、天文現象の正しい理解を促したりする中から、科学的な見方、考え方への導きを行います。		
事業内容	プラネタリウム投影の実施、投影機器等の維持管理	事業費	5,290 千円

事業名	博物館特別展事業 [8-10]	担当課	博物館
事業概要	学芸員が調査・収集・研究した成果を、市民の知的共有財産とするため、特別展として開催します。		
事業内容	人文分野・自然分野の特別展、及び博物館文化祭の開催	事業費	5,288 千円

事業名	博物館調査研究事業 [8-11]	担当課	博物館
事業概要	地域の自然と文化について、様々な視点から調べ、情報及び実物資料を収集します。		
事業内容	考古・民俗・歴史・生物・地質・天文の各分野における調査研究の実施	事業費	3,162 千円

事業名	博物館個別施設計画事業 [8-12]	担当課	博物館
事業概要	建物や設備等の現状把握と劣化度調査を行い、長寿命化の可否を判断するとともに、必要な改修項目を抽出し、算出された概算事業費などを踏まえ、今後の施設の方向性を検討します。改修が可能な場合は改修計画及びスケジュールを策定します。		
事業内容	劣化状況調査、改修項目抽出、概算事業費の算出、改修基本計画策定、庁内検討及び関係課等との協議	事業費	20,207 千円

事業名	博物館電子展示システム事業 [8-13] 	担当課	博物館
事業概要	電子展示システムを活用した音声解説や画像、動画など、展示の理解を助ける付加情報の拡充を進めます。		
事業内容	デジタル展示の充実	事業費	5,703 千円


施策9 芸術を通じた創造や学びの機会の提供

- 芸術作品に触れ、体感し、情操を深める場を提供します。
- 芸術の振興を図り、心豊かな市民生活の実現に寄与します。
- 美術館を美術教育の拠点として、多世代の市民へ学びの機会を提供します。
- 学校における学習内容に即した教育事業を実施して、学校教育を支援します。

事業計画

事業名	魅力ある美術展覧会事業 (ギャラリートークの実施) [9-1]	担当課	美術館
事業概要	担当学芸員が展覧会のポイントや作品の解説・質疑応答等を行いながら、展覧会全体を理解してもらうギャラリートークを行います。		
事業内容	ギャラリートークの実施	事業費	—

事業名	美術教育の普及・体験事業 (ワークショップの開催) [9-2]	担当課	美術館
事業概要	美術教育普及活動を推進するため、ワークショップ等を開催します。		
事業内容	赤ちゃんアート等のワークショップの開催	事業費	10,659 千円

事業名	魅力ある美術展覧会事業 [9-3] 	担当課	美術館
事業概要	多様な年齢層が国内外の優れた近現代美術作品に接する機会を充実するため、テーマを設定した企画展と所蔵品を活用した特集展を開催します。		
事業内容	企画展、特集展の開催	事業費	70,200 千円

事業名	美術品の調査・収集事業 [9-4]	担当課	美術館
事業概要	美術品の収集活動・調査研究や保存活動等を行い、所蔵作品をウェブ上で公開します。		
事業内容	美術品の調査、収集及び所蔵品の保存と公開	事業費	4,172 千円

事業名	アートギャラリー等施設利用促進事業 [9-5]	担当課	美術館
事業概要	文化芸術活動の発表の場としての市民アートギャラリー等の貸出を行います。		
事業内容	市民アートギャラリーの貸出	事業費	124,479 千円

事業名	美術館改修事業 [9-6]	担当課	美術館
事業概要	美術館に訪れる方の安心・安全と美術品の適正な保管のため、老朽化した施設の改修を行います。		
事業内容	美術館改修に向けた事業者選定に加え、収蔵品の移送作業や事務所移転を実施	事業費	57,772 千円

施策10 気軽にスポーツを楽しむ環境づくり

- パラスポーツやニュースポーツなど、誰もが参加しやすくなるよう、新しい取組を推進し、スポーツを楽しみながら体を動かす機会を提供します。
- 市民、スポーツ関係団体、トップスポーツ、大学、行政などと連携・協力しながら、スポーツ・レクリエーションを楽しむ環境の充実を図ります。
- 生涯にわたって健康で活力ある生活を送れるよう、積極的に運動やスポーツに親しむ態度を養うとともに、体力の向上に努めます。

事業計画

事業名	サッカー文化の振興によるまちづくり事業 [10-1]	担当課	スポーツ課
事業概要	サッカー文化を振興するため、湘南ベルマーレによる小学校巡回授業やコーチによるサッカー教室等を実施します。		
事業内容	幼保小巡回授業、小学生トレーニングセンター指導者派遣等	事業費	2,000 千円

事業名	市民総合体育大会開催事業 [10-2]	担当課	スポーツ課
事業概要	本市スポーツの祭典として、地区対抗形式による市民総合体育大会を開催します。		
事業内容	市民総合体育大会の開催	事業費	3,913 千円


事業名	各種スポーツ大会開催事業 [10-3]	担当課	スポーツ課
事業概要	多様なスポーツの機会を提供するため、市内駅伝競走大会や少年少女大会などの各種大会等を開催します。		
事業内容	市内駅伝競走大会、少年少女大会、パラスポーツ及びニュースポーツ大会等の開催	事業費	7,203 千円

事業名	スポーツ指導者育成事業 [10-4]	担当課	スポーツ課
事業概要	本市のスポーツ振興及び競技力の向上を図るため、各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上を目的として指導者講習会を開催します。		
事業内容	スポーツ指導者向けの講習会の開催	事業費	33 千円

事業名	市内スポーツ情報ポータルサイト運営事業 [10-5]	担当課	スポーツ課
事業概要	市民活動団体との協働事業により、市内のスポーツ情報（イベント・施設・団体情報など）を一元化したポータルサイトを運営し、市民がいつでも・どこでも・手軽にスポーツ情報が得られるようにします。		
事業内容	スポーツ情報ポータルサイトの運営	事業費	323 千円

事業名	スポーツボランティア活用事業 [10-6]	担当課	スポーツ課
事業概要	スポーツボランティアをイベントごとに募集を行い、スポーツ事業への多様な関わりを推進します。		
事業内容	スポーツボランティアの活用	事業費	—

事業名	学校体育施設開放事業 [10-7]	担当課	スポーツ課
事業概要	市民にスポーツをする場所を提供することを目的として、教育上支障のない範囲で小学校28校と中学校15校の体育施設を開放します。		
事業内容	小・中学校の学校体育施設の開放	事業費	6,531 千円

事業名	スポーツ施設活用事業 [10-8] 	担当課	スポーツ課
事業概要	市民に対する健全なスポーツ活動の普及発展を目的として、グラウンドや庭球場、学校夜間照明等のスポーツ施設の維持・管理・運営を行います。		
事業内容	各種スポーツ施設、設備等の開放	事業費	120,510 千円

事業名	平塚市民・大学交流スポーツ事業 [10-9]	担当課	スポーツ課
事業概要	市内の小・中学生が大学生やコーチから実技指導を受け、各種目の競技力向上及び大学生との交流を図ります。		
事業内容	東海大学スポーツフェスタの開催、神奈川大学小学生サッカー教室の開催	事業費	417 千円

事業名	ひらつかパラスポーツフェスタ開催事業 [10-10]	担当課	スポーツ課
事業概要	パラスポーツを体験する機会を提供し、パラスポーツに対する理解を深め、普及・振興を図るとともに、誰もが気軽にスポーツに取り組むきっかけを作ります。		
事業内容	ひらつかパラスポーツフェスタの開催	事業費	400 千円

担当課	基本方針1 確かな学力と豊かな心を育む教育環境の充実	基本方針2 子どもの育ちを支援する環境の充実	合計
教育総務課	1-1 小・中学校理科教材等充実事業 2-1 小・中学校学校図書館図書充実事業		2
教育施設課		5-1 小・中学校大規模改修事業 5-2 小・中学校特別教室空調機設置事業 5-3 小・中学校トイレ洋式化事業	3
学校給食課	2-2 食に関する指導事業 2-3 給食の安心・安全推進事業 2-4 学校給食地場産野菜等使用推進事業 2-5 学校給食センター運営事業		4
学務課		3-8 幼稚園運営補助事業 4-1 児童生徒就学援助事業 4-2 特別支援教育就学奨励援助事業 4-3 高等学校等修学支援事業 5-4 学校保健・環境衛生事業 5-5 幼児・児童・生徒健康管理事業	6
教職員課	1-2 サン・サンスタッフ派遣事業(学習支援補助員) 2-6 サン・サンスタッフ派遣事業(学校司書)		2
教育指導課	1-3 放課後自主学習教室事業 1-4 授業づくり推進事業 1-5 学力・学習状況研究会 1-6 幼・保・小・中連携の推進事業 1-7 英語教育推進事業 2-7 生きる力を育む学校づくり推進事業 2-8 人権教育担当者会 2-9 道徳教育推進事業 2-10 学校図書館活用支援事業 2-11 中学校部活動の在り方に関する事業	3-1 日本語指導協力者派遣事業 3-2 児童・生徒指導担当者会 3-3 学校安全法務強化事業 5-6 学校安全対策推進事業 5-7 通学路安全対策事業	15
教育研究所	1-8 研究教室・ワンポイント研修会 1-9 小・中学校・幼稚園研究推進事業 1-10 調査研究部会 1-11 新採用教員研修会 1-12 GIGA スクール構想推進事業 2-12 社会科副読本編集発行事業 2-13 教育講演会		7
子ども 教育相談 センター		3-4 研修・研究推進事業 3-5 就学相談・指導事業 3-6 介助員派遣事業 3-7 通級指導教室運営事業 4-4 教育支援室事業 4-5 スクールカウンセラー派遣事業 4-6 スクールソーシャルワーカー派遣事業 4-7 教育相談事業 4-8 校内教育支援センター支援員派遣事業	9
合 計	25	23	48

担当課	基本方針3 文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実	合計
社会教育課	6-1 地域教育力ネットワーク推進事業 6-2 放課後等子どもの居場所づくり推進事業 6-3 芸術文化子ども体験事業 6-4 平塚市文化祭の開催 8-1 歴史的建造物保護事業 8-2 埋蔵文化財展示・活用事業 8-3 文化財調査成果周知・活用事業 8-4 エコ・ミュージアム推進事業 8-5 ふるさと歴史再発見事業 8-6 無形文化財保護事業	10
中央公民館	6-5 多様な学習推進事業（シニア学級） 6-6 多様な学習推進事業（家庭教育学級） 6-7 多様な学習推進事業（児童・生徒地域参加事業） 6-8 多様な学習推進事業（地区公民館自主事業・ブロック事業） 6-9 多様な学習推進事業（中央公民館事業） 6-10 地区公民館まつり開催事業 6-11 地域の人材発掘・活用事業 6-12 地区公民館整備事業	8
スポーツ課	10-1 サッカー文化の振興によるまちづくり事業 10-2 市民総合体育大会開催事業 10-3 各種スポーツ大会開催事業 10-4 スポーツ指導者育成事業 10-5 市内スポーツ情報ポータルサイト運営事業 10-6 スポーツボランティア活用事業 10-7 学校体育施設開放事業 10-8 スポーツ施設活用事業 10-9 平塚市民・大学交流スポーツ事業 10-10 ひらつかパラスポーツフェスタ開催事業	10
中央図書館	7-1 市民の図書館体験事業 7-2 ブックスタート事業 7-3 子ども読書活動推進事業 7-4 館外サービス事業 7-5 図書館資料の収集・提供事業 7-6 レファレンス・サービス事業 7-7 読書活動ボランティア育成事業 7-8 電子図書館事業 7-9 中央図書館改修事業 7-10 地区図書館改修事業	10
博物館	8-7 地域を学ぶ普及・体験事業 8-8 プラネタリウム学習投影事業 8-9 プラネタリウム一般投影事業 8-10 博物館特別展事業 8-11 博物館調査研究事業 8-12 博物館個別施設計画事業 8-13 博物館電子展示システム事業	7
美術館	9-1 美術教育の普及・体験事業（ギャラリートークの実施） 9-2 美術教育の普及・体験事業（ワークショップの開催） 9-3 魅力ある美術展覧会事業 9-4 美術品の調査・収集事業 9-5 アートギャラリー等施設利用促進事業 9-6 美術館個別施設計画事業	6
合計		51



平塚市
Hiratsuka City

議案第35号

平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則について

平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則について、別紙のとおり定めるものとする。

令和8年3月27日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野 雅 裕

平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則（案）

（平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正）

第1条 平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則（昭和32年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「、教育会館」を削る。

（平塚市教育委員会職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正）

第2条 平塚市教育委員会職員の勤務時間の割振り等に関する規則（昭和33年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、教育会館に勤務する者（以下「教育会館職員」という。）」を削る。

第3条第1項の表及び第4条第1項の表中

「

事務局職員
教育研究所職員
教育会館職員
子ども教育相談センター職員
公民館職員

」

を

「

事務局職員
教育研究所職員
子ども教育相談センター職員
公民館職員

」

に改める。

（平塚市教育研究所の管理及び運営に関する規則の一部改正）

第3条 平塚市教育研究所の管理及び運営に関する規則（平成19年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第12号を削り、第13号を第12号とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則等の一部改正に伴う新旧対照表

第1条関係(平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正)

——— 改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>(学校以外の教育機関の所属)</p> <p>第6条 学校以外の教育機関は、次の部に所属する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 学校教育部に属する教育機関 教育研究所、<u>教育会館</u>及び子ども教育相談センター</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(学校以外の教育機関の所属)</p> <p>第6条 学校以外の教育機関は、次の部に所属する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 学校教育部に属する教育機関 教育研究所及び子ども教育相談センター</p> <p>(3) 省略</p>	<p>教育会館の廃止に伴い、規定を整備する。</p>

現 行	改 正 案	改正要旨																																	
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において職員とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 学校給食センターに勤務する者(以下「学校給食センター職員」という。)、教育研究所に勤務する者(以下「教育研究所職員」という。)、<u>教育会館に勤務する者(以下「教育会館職員」という。)</u>、子ども教育相談センターに勤務する者(以下「子ども教育相談センター職員」という。)、公民館に勤務する者(以下「公民館職員」という。)、図書館に勤務する者(以下「図書館職員」という。)、博物館に勤務する者(以下「博物館職員」という。)及び美術館に勤務する者(以下「美術館職員」という。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 職員の勤務時間の割振りは、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="203 1074 958 1358"> <tr> <td>事務局職員</td> <td>月曜日から金曜日</td> <td>午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td>教育研究所職員</td> <td>まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>教育会館職員</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子ども教育相談センター職員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公民館職員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	事務局職員	月曜日から金曜日	午前8時30分から午後5時15分まで	教育研究所職員	まで		<u>教育会館職員</u>			子ども教育相談センター職員			公民館職員			省略			<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において職員とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 学校給食センターに勤務する者(以下「学校給食センター職員」という。)、教育研究所に勤務する者(以下「教育研究所職員」という。)、子ども教育相談センターに勤務する者(以下「子ども教育相談センター職員」という。)、公民館に勤務する者(以下「公民館職員」という。)、図書館に勤務する者(以下「図書館職員」という。)、博物館に勤務する者(以下「博物館職員」という。)及び美術館に勤務する者(以下「美術館職員」という。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 職員の勤務時間の割振りは、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1025 1074 1780 1358"> <tr> <td>事務局職員</td> <td>月曜日から金曜日</td> <td>午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td>教育研究所職員</td> <td>まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子ども教育相談センター職員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公民館職員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	事務局職員	月曜日から金曜日	午前8時30分から午後5時15分まで	教育研究所職員	まで		子ども教育相談センター職員			公民館職員			省略			
事務局職員	月曜日から金曜日	午前8時30分から午後5時15分まで																																	
教育研究所職員	まで																																		
<u>教育会館職員</u>																																			
子ども教育相談センター職員																																			
公民館職員																																			
省略																																			
事務局職員	月曜日から金曜日	午前8時30分から午後5時15分まで																																	
教育研究所職員	まで																																		
子ども教育相談センター職員																																			
公民館職員																																			
省略																																			

現 行	改 正 案	改正要旨																		
<p>2 省略</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第4条 職員の休憩時間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="203 451 958 831"> <tr> <td data-bbox="203 451 452 732"> 事務局職員 教育研究所職員 教育会館職員 子ども教育相談センター職員 公民館職員 </td> <td data-bbox="452 451 701 732"> 月曜日から金曜日 まで </td> <td data-bbox="701 451 958 732"> 午後零時から午後1 時まで </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="203 732 701 780">省略</td> <td data-bbox="701 732 958 780"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="203 780 958 831">省略</td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	事務局職員 教育研究所職員 教育会館職員 子ども教育相談センター職員 公民館職員	月曜日から金曜日 まで	午後零時から午後1 時まで	省略			省略			<p>2 省略</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第4条 職員の休憩時間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1023 451 1778 831"> <tr> <td data-bbox="1023 451 1272 732"> 事務局職員 教育研究所職員 子ども教育相談センター職員 公民館職員 </td> <td data-bbox="1272 451 1520 732"> 月曜日から金曜日 まで </td> <td data-bbox="1520 451 1778 732"> 午後零時から午後1 時まで </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1023 732 1520 780">省略</td> <td data-bbox="1520 732 1778 780"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1023 780 1778 831">省略</td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	事務局職員 教育研究所職員 子ども教育相談センター職員 公民館職員	月曜日から金曜日 まで	午後零時から午後1 時まで	省略			省略			
事務局職員 教育研究所職員 教育会館職員 子ども教育相談センター職員 公民館職員	月曜日から金曜日 まで	午後零時から午後1 時まで																		
省略																				
省略																				
事務局職員 教育研究所職員 子ども教育相談センター職員 公民館職員	月曜日から金曜日 まで	午後零時から午後1 時まで																		
省略																				
省略																				

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>(組織及び事務分掌)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 研究所において取り扱う事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p><u>(12) 教育会館の管理運営の総括に関すること。</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p>3 省略</p>	<p>(組織及び事務分掌)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 研究所において取り扱う事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p>3 省略</p>	

議案第36号

平塚市教育委員会事務決裁規程及び平塚市教育委員会公印規程の一部を
改正する訓令について

平塚市教育委員会事務決裁規程及び平塚市教育委員会公印規程の一部を改正
する訓令について、別紙のとおり定めるものとする。

令和8年3月27日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野 雅 裕

平塚市教育委員会事務決裁規程及び平塚市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令（案）

（平塚市教育委員会事務決裁規程の一部改正）

第1条 平塚市教育委員会事務決裁規程（平成27年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

学校の情報化		○教育の情報化に関する計画の策定	○情報化推進の指導助言 ○情報化に係る基準の制定 ○ICT機器の管理
教育会館			○教育会館の管理運営

」

を

「

学校の情報化		○教育の情報化に関する計画の策定	○情報化推進の指導助言 ○情報化に係る基準の制定 ○ICT機器の管理
--------	--	------------------	--

」

に改める。

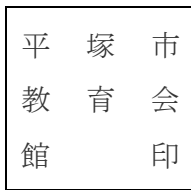
（平塚市教育委員会公印規程の一部改正）

第2条 平塚市教育委員会公印規程（昭和34年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

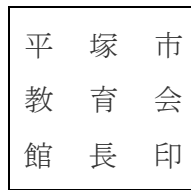
「

教育会館印



方 2 4 m m

教育会館長印



方 2 1 m m

」

を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

平塚市教育委員会事務決裁規程及び平塚市教育委員会公印規程の一部改正に伴う新旧対照表

第1条関係(平塚市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

—— 改正部分

現 行					改 正 案					改正要旨
別表第2(第4条関係)					別表第2(第4条関係)					教育会館の廃止に伴い、別表を整備する。
主管課	決裁区分 決裁事項	教育長	主管部長	主管課長	主管課	決裁区分 決裁事項	教育長	主管部長	主管課長	
省略					省略					
教育研	省略				教育研	省略				
究所	学校の情報化		○教育の情報化に関する計画の策定	○情報化推進の指導助言 ○情報化に係る基準の制定 ○ICT機器の管理	学校の情報化		○教育の情報化に関する計画の策定	○情報化推進の指導助言 ○情報化に係る基準の制定 ○ICT機器の管理		
	教育会館			○教育会館の管理運営						
省略					省略					
省略					省略					

議案第37号

平塚市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

平塚市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定めるものとする。

令和8年3月27日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野 雅 裕

平塚市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（案）

平塚市学校運営協議会規則（令和４年教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

（４） 業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

平塚市学校運営協議会規則の一部改正に伴う新旧対照表

改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、毎年度、当該対象学校の運営に関して、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4)</u> 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、毎年度、当該対象学校の運営に関して、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4)</u> <u>業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項</u></p> <p><u>(5)</u> 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する。</p>

平塚市学校運営協議会の設置について

平塚市学校運営協議会について、次のとおり設置するものとする。

令和8年3月27日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野 雅 裕

記

対象学校	設置年月日	備考
港小学校	令和8年4月1日	
花水小学校		
旭小学校		
城島小学校		
岡崎小学校		
なでしこ小学校		
太洋中学校		
浜岳中学校		
大住中学校		
旭陵中学校		

議案第39号

教育委員会事務局等職員の人事発令について

教育委員会事務局等職員の人事発令について、別紙のとおり行うものとする。

令和8年3月27日提出

平塚市教育委員会

教育長 吉野 雅 裕

平塚市教育委員会高等学校等修学支援生の決定について

平塚市教育委員会高等学校等修学支援生について、別紙のとおり決定するものとする。

令和8年3月27日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野 雅 裕

地区公民館長の任命について

地区公民館長について、別紙のとおり任命するものとする。

令和8年3月27日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉野 雅 裕